

新型コロナウイルス関連情報（5月21日）

○各州等における新型コロナウイルスに関する措置及び感染者数等をお知らせします。

【州政府等による措置等のポイント】

（ニューヨーク州）クオモ知事のメッセージ（5月17日～5月21日）

・5月20日、州内7つの空港にワクチン接種サイトを設置。ジョンソン&ジョンソン製ワクチンを提供。予約不要先着順。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-seven-new-pop-vaccination-sites-airports-across-new-york-state-reach>

・5月19日、チャイルドケア、デイキャンプ、オーバーナイト・キャンププログラムでの健康と安全対策に関する最新のガイダンスを発表

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-guidance-health-and-safety-measures-child-care-day-camp-and>

・5月17日、5月19日より、CDCのガイダンスに従い、ワクチン接種完了者のワクチン着用義務を大幅緩和。

屋外（屋外イベント、スポーツ、レストラン等を含む）ではワクチン接種完了者はマスク着用不要。

また、レストラン、博物館、美術館、小売業、オフィスなどでの収容人数制限も撤廃。

収容人数制限の上限は屋内イベントでは250人に、住宅での集まりでは50人にまで引き上げ。

大規模な屋内イベントは、収容率30%を上限に開催可能。

ただし、公共交通機関や小学校、介護施設等においては、ワクチン接種完了者も引き続きマスク着用が必要。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-york-state-adopt-new-cdc-guidance-mask-use-and-social-distancing>

【ニューヨーク州における新型コロナウイルスに対するワクチン接種対象者の要件について】

ニューヨーク州では、5月10日にワクチン接種対象者に対する州内居住要件の廃止を発表するとともに、13日から年齢制限を引き下げ、現在は「12歳以上の米国に居住している人」を対象にワクチン接種を行っています。これにより他州に居住する方でも米国に居住されている方であれば観光等でニューヨーク州を訪れた際にワクチン接種を受けることが可能となっています。また、ニューヨーク市においてもニューヨーク州に準じた対応がとられています。

（ニューヨーク州のサイト）

<https://covid19vaccine.health.ny.gov/what-you-need-know>

【ニューヨーク州における新しい CDC ガイドンスの適用について】

<https://forward.ny.gov/>

・ 5月17日、NBAの試合において会場の50%以上をワクチン接種完了者専用区画とすることを発表

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-york-knicks-and-brooklyn-nets-will-have-fully-vaccinated-fan>

・ 5月17日、5,000人以上が参加するイベントを開催する際のガイドンスを発表。開催には州の許可が必要。

また、参加者がワクチン接種完了証明を提示しない限り、社会的距離を保持できるよう人数制限を設定する必要あり。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-additional-guidance-county-fairs-and-local-festivals>

・ 5月17日、新たにMTAの3駅にワクチン接種サイトを設置。接種者には7日間無料のメトロカードまたは無料のLIRR/メトロノース往復チケットを提供。現在ワクチン接種サイトを設置中の駅名はこちらでご確認ください。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-three-new-pop-vaccination-sites-collaboration-mta-following-success>

(ニュージャージー州) マーフィー知事のメッセージ (5月17日～5月21日)

・ 5月21日、ワクチン接種を奨励するため、州内14の礼拝堂が5月21、22、23日の週末に「Grateful for the Shot」と題したワクチン接種イベントを主催すると発表。

<https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210521a.shtml>

・ 5月19日、ワクチン接種可能な対象者にワクチン接種を奨励する新しいインセンティブを発表。マーフィー知事との夕食会もインセンティブの一つ。

<https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210519a.shtml>

・ 5月17日、屋外公共スペースでのマスク着用要件を撤廃する政令に署名。

<https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210517d.shtml>

・ 5月17日、ワクチン接種の有無に関わらず、米国内各州からの旅行者の隔離と検査に関わる旅行勧告の解除を発表。今後はCDCのガイドラインに従うことが推奨されている。

<https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210517b.shtml>

・ 5月17日、今学年の終了をもって、学校での遠隔教育を認める政令の一部を取り消し、終日、対面での授業の実施を求められるようになると発表。

<https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210517a.shtml>

【ニュージャージー州の移動制限の解除について】

ニュージャージー州は、5月17日から州内への移動に関する勧告を解除し、今後はCDC

のガイドラインに従うよう案内しています。

(ニュージャージー州関連サイト)

<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/travel-and-transportation/are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey>

(CDC ガイドライン)

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/travel-during-covid19.html>

(ペンシルベニア州) ウォルフ知事のメッセージ (5月17日~5月21日)

- ・ 5月20日、新型コロナウイルス感染症に関する非常事態宣言を延長 (5度目の延長)。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-signs-renewal-of-covid-19-disaster-declaration-to-aid-in-recovery/>

・ 5月19日、保健当局より接触者追跡に関する連絡があった場合に協力してほしい旨呼びかけ。電話の場合、発信者名は PA Dept of Health となる。また、州の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COVID Alert PA」のインストールを再度呼びかけ。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1458>

(フィラデルフィア市) ケニー市長のメッセージ (5月17日~5月21日)

・ 5月19日、ワクチン接種完了者については、5月21日から屋外 (屋外での集まり、スポーツ、レストラン等を含む) においてマスク着用を求めないことを発表。併せて、今後の感染状況及びワクチン接種状況によっては、早ければ6月11日にも接種完了者に関する屋内でのマスク着用についての措置を緩和する可能性があることを発表。

<https://www.phila.gov/2021-05-19-need-a-good-reason-to-get-vaccinated-how-about-no-masks-needed-outdoors/>

・ 5月19日、外出が困難な方向けのワクチン接種プログラムを改定したことを発表。無料で利用でき、予約は電話 215-685-5488 (今後、電話 311 でも受付予定) またはウェブページ (<https://bit.ly/homeboundvaccinephl>) にて受け付ける。

<https://www.phila.gov/2021-05-19-city-provides-update-on-covid-19-for-wednesday-may-19-2021/>

(デラウェア州) カーニー知事のメッセージ (5月17日~5月21日)

・ 5月18日、29回目の非常事態宣言を修正する政令に署名。5月21日から、ソーシャル・ディスタンスの要件及びマスク着用義務を撤廃。

<https://news.delaware.gov/2021/05/18/governor-carney-signs-29th-modification-eliminates-distancing-and-mask-mandate/>

(ウェストヴァージニア州) ジャスティス知事のメッセージ (5月17日~5月21日)

- ・ 5月20日、すべての高齢者センターをまもなく再開すると発表。ワクチン接種未完了者はセンター内ではマスク着用が必要。

[https://governor.wv.gov/News/press-releases/2021/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-announces-all-vaccinated-WVians-ages-16-35-can-now-register-to-receive-\\$100-reward.aspx](https://governor.wv.gov/News/press-releases/2021/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-announces-all-vaccinated-WVians-ages-16-35-can-now-register-to-receive-$100-reward.aspx)

(プエルトリコ準州) ピエールルイシ知事のメッセージ (5月17日～5月21日)

- ・ 5月20日、経済社会活動の制限に関する行政命令を改定し、夜間の外出禁止の解除、レストラン営業の拡大(定員の50%までとし、午前9時～深夜0時に限る)、競技場やイベント会場の営業再開(定員の30%までとし、事前の検査またはワクチン接種完了を求める)等の緩和策を発表。5月24日(月)から6月6日(日)まで有効。

<https://www.fortaleza.pr.gov/content/gobernador-anuncia-cambios-la-orden-ejecutiva-por-covid-19-2>

(米領バージン諸島) ブライアン知事のメッセージ (5月17日～5月21日)

- ・ 5月17日、ワクチン接種の対象年齢を12歳以上に拡大したことを発表。また、5月13日にCDCがワクチン接種完了者のマスクの着用に関するガイドラインを改定したものの、バージン諸島においては当面は従前どおりの規制を継続することを発表。

<https://www.facebook.com/GovernmentHouseUSVI/videos/318502182987525>

【感染者数等に関する情報】

5月21日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

- ・ ニューヨーク州：感染者数 2,075,997名、死者数 42,558名
 ニューヨーク市：感染者数 930,446名、死者数 22,318名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

- ・ ニュージャージー州：感染者数 1,013,409名、死者数 26,070名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

- ・ ペンシルベニア州：感染者数 1,193,355名、死者数 26,990名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

- ・ デラウェア州：感染者数 108,166名、死者数 1,654名

<https://myhealthycommunity.dhss.delaware.gov/locations/state>

- ・ ウェストバージニア州：感染者数 159,735名、死者数 2,772名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

- ・ コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 99,788名、死者数 2,187名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・プエルトリコ：感染者数 261,824名、死者数 2,466名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・バージン諸島：感染者数 3,267名、死者数 27名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点がありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いします。（電話：212-371-8222）

【ご来館にあたっての留意点】

◎当館では新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に可能な限り安全に領事業務を継続的に御利用いただけるよう、ニューヨーク州及び市当局のガイドライン等を踏まえて、待合室内の過密化防止の観点から予約制をとっておりますのでご注意ください。

◎待合室内の過密化防止の観点から、障がいのある方、高齢者及びお子様に同伴する場合等を除き、各種申請やパスポート受取等のためにご来館される際にはお一人でご来館いただきますようご協力を御願いたします（過密化防止の観点から、お連れ様は外でお待ちいただく場合があります）。

◎限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09:30～13:00

（ビザ申請受付：12:00～13:00、ビザ交付：9:30～12:00）

予約制の詳細については当館ホームページをご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-12-14.html>

【医療関係情報】

・CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY

市の場合は 311) に電話してください)。

CDC ホームページ : <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue、 18th Floor、 New York、 NY 10171

TEL:(212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>